（農業保険法施行規則の一部改正）

第二十条　農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（決算報告） **第三十七条の二**　法第八十五条の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。 一　債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額 二　債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額 三　残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額） ２　前項第三号に掲げる事項については、残余財産の引渡しを完了した日を注記しなければならない。	（新設）
（清算結了の届出の添付書類） **第三十八条**　清算結了の届出書には、決算報告及び総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。	（清算結了の届出の添付書類） **第三十八条**　清算結了の届出書には、決算報告書及び総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（樹木採取権登録令施行規則の一部改正）

第二十一条　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　申請人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）の運転免許証（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。）、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券をいう。）の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人にあっては、印鑑に関する証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類）（以下「本人確認書類」という。） 二　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 三・四　（略） 五　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十五条第一項及び第二十七条第二項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 六～八　（略）	（添付書面） **第十九条**　申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。 一　申請人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面 二・三　（略） 四　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、相続その他の一般承継があったことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第二十四条第二項及び第二十五条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した書面（公務員が職務上作成した書面がない場合にあっては、これに代わるべき書面） 五～七　（略）